

所得税法 第61回税理士試験 解答

【第一問】

問1

1. 経済的利益についての甲の所得税の取扱いの概要

甲の新株予約権の権利行使による経済的利益については、原則としてその権利行使した年分の給与所得として課税されるが、一定の要件が定められた付与契約に従って権利を行使した場合の経済的利益については所得税が課されない。

2. 経済的利益の価額 5

新株予約権の権利行使による経済的利益の価額は権利行使の日におけるその株式の価額から行使価額（払込価額）を控除した金額である。

3. 原則的取扱い

(1) 株式会社の取締役、執行役又は使用人である個人（その株式会社の大口株主及びその大口株主と特別の関係のある者を除く。以下「取締役等」という。）が株式総会の付与決議に基づき新株予約権等（新株引受権及び株式譲渡請求権を含む。）を付与され、これを権利行使することにより株式を取得した場合には、その株式の取得に係る経済的利益の価額はその権利行使をした日の属する年分の給与所得の金額の計算上収入金額に算入する。 3

(2) 上記(1)の場合において、その取得した株式の取得価額は、その権利の行使により払込んだ金額及びその株式の取得に係る経済的利益の価額との合計額とする。 1

(3) その年分の給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。 3

(4) 給与所得は、他の所得と合算されて課税標準の計算上総所得金額を構成し、超過累進税率により課税される。なお、国内において給与等の支払を受ける際には、原則として、その給与等の支払をする者がその給与等について所得税を源泉徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までにこれを国に納付する。源泉徴収された所得税は、確定申告又は給与等の支払者が行う年末調整により精算される。 3

4. 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による経済的利益の非課税

(1) 上記2.(1)において、次の①から⑥に掲げる要件が定められている新株予約権等（以下「特定新株予約権等」という。）である場合には、その権利行使による株式取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。 9

- ① その権利の行使は、付与決議の日後2年を経過した日から10年を経過する日までの間に行わなければならないこと
- ② 権利行使価額の年間合計額が1,200万円を超えないこと
- ③ 1株当たりの権利行使価額は、契約締結時における1株当たりの価額相当額以上であること
- ④ その新株予約権については、譲渡してはならないこととされていること

所得税法

- ⑤ その権利の行使に係る株式の交付が、その付与決議等の事項に反しないで行われるものであること
 - ⑥ その権利の行使により取得をする株式は、取得後直ちに、その株式会社を通じて、証券業者等の営業所等に保管の委託等されること
- (2) 取締役等が特定新株予約権等の行使をすることにより、その年におけるその行使に係る権利行使価額とその年において既にした他の特定新株予約権等の行使に係る権利行使価額との合計額が1,200万円を超えることとなる場合には、その1,200万円を超えることとなる権利行使による株式の取得に係る経済的利益については上記3.(1)の非課税の取扱いは適用しない。[3]
- (3) 上記3.(1)の非課税の取扱いは、取締役等が特定新株予約権等の行使をする際、一定の事項を誓約し、かつ、一定の事項を記載した書面を、その株式会社に提出した場合に限り適用する。[2]
- (4) 上記3.(1)の適用がある場合、その取得した株式の取得価額は、特定新株予約権等の行使により払込んだ金額とする。[1]

問2

1. 乙の譲渡損失の取扱いの概要

乙の居住用財産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、原則として、平成23年分の課税標準の計算においては生じなかったものとみなされる。ただし、一定の要件を満たす場合には、平成23年分の乙の給与所得の金額から控除することができ、その控除によっても控除しきれない部分の金額は平成24年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下の年分に限る。）の課税標準の計算上控除することができる。

2. 長期譲渡所得に係る損失の取扱い [3]

- (1) その年1月1日において所有期間が5年を超える土地建物等の譲渡をしたことによる譲渡所得の金額は、他の所得と区分し、長期譲渡所得の金額として分離課税される。
- (2) その年分の課税標準を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、一定の順序により、これを他の各種所得の金額から控除するが、このとき長期譲渡所得の金額からはこれらの損失の金額を控除することはできず、また、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（短期譲渡所得の金額から控除した後の金額）があるときは、その金額は生じなかったものとみなす。

3. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

(1) 居住用財産の譲渡損失の損益通算 [6]

- ① 個人の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、その居住用財産の譲渡損失の金額については、損益通算の規定を適用する。

ただし、その個人がその年の前年以前3年内の年において、他の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの規定の適用を受けているときは、この限りでない。

② 上記①は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書に一定の事項の記載があり、かつ、一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

(2) 居住用財産の譲渡損失の繰越控除 **6**

① 確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前3年内の年において生じた通算後譲渡損失の金額（前年以前に控除されたものを除く。）を有する場合において、その個人がその年12月31日においてその通算後譲渡損失の金額に係る買換資産に係る住宅借入金等の金額を有するときは、その通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、一定の順序により、その申告書に係る年分の課税標準の計算上控除する。

ただし、その個人のその年分の合計所得金額が3,000万円を超える年については、この限りでない。

② 上記①は、居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき、3(1)②の確定申告書とその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合の期限後提出を含む。）であって、その後において連続して確定申告書を提出しており、かつ、(1)②の確定申告書に一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

(3) 居住用財産の譲渡損失の金額及び通算後譲渡損失の金額の意義 **5**

上記(1)(2)における居住用財産の譲渡損失の金額とは、個人が、その有する居住用財産で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるもの（以下「譲渡資産」という。）の譲渡（その個人の配偶者、直系血族その他一定の者に対するものを除く。）をした場合（次の①及び②の場合を除く。）において、その譲渡した年の前年1月1日からその譲渡した年の翌年12月31日までの間に、その個人の居住の用に供する家屋又はその家屋の敷地の用に供する土地等で国内にあるもの（以下「買換資産」という。）の取得をしてその取得した年の12月31日においてその買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、その取得の日からその取得した年の翌年12月31日までの間にその個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおけるその譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その譲渡をした日の属する年分の長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額をいう。

① その個人が、その年の前年又は前々年において、居住用財産を譲渡した場合の課税の特例等の適用を受けている場合

② その個人が、その年又はその年の前年以前3年以内において、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の適用を受けている場合

また、上記(2)における通算後譲渡損失の金額とは、その個人のその年において生じた純損失の金額のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして一定の方法により計算した金額をいう。

【第二問】

問 1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
<p>配当所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税の配当所得 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">50,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告分離課税の上場株式等に係る配当所得 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">190,000</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税の配当所得 <p style="margin-left: 20px;">J 株式会社 50,000 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告分離課税の上場株式等に係る配当所得 <p style="margin-left: 20px;">100,000(G 株式会社) + 70,000(特定株式投信) + 20,000(公募株式投信) = 190,000 1</p> <p>※ 社債的受益権の収益分配 30,000 円は源泉分離課税 1</p>
<p>事業所得</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">4,338,100</p>	<p>1 収入金額 (1)～(3)の計=90,513,500</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 売上 89,505,300 (2) 雑収入 308,200 (3) 休業補償金 700,000 1 <p>※ 店舗の損害賠償金 900,000 円は資産損失の必要経費算入額の計算上店舗の損壊直前簿価から損壊直後時価を控除した残額から控除し、控除しきれない部分是非課税。 1</p> <p>※ 妻の傷害に対する損害賠償金は医療費控除の対象医療費の計算上控除、控除しきれない部分の金額是非課税。傷害保険の見舞金は非課税。 1</p> <p>2 必要経費の額 (1)～(6)の計=85,525,400</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 売上原価 30,470,100 (2) 販売費・管理費 48,437,300 (3) 休業期間中の諸経費 460,000 1 (4) 車両修理代 160,000 1 (5) 従業員給料 98,000 1 (6) 青色事業専従者給与 5,900,000 1 <p>※ 店舗ドア・壁の原状回復費用 800,000 円は店舗の損壊直前簿価から損壊直後時価を控除した残額相当額までに達しないと解し店舗に係る資本的支出とする。 1</p> <p>3 青色申告特別控除額</p> <p style="margin-left: 20px;">1-2>650,000 ∴ 650,000 1</p> <p>4 事業所得の金額</p> <p style="margin-left: 20px;">1-2-3=4,338,100</p>

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
<p>譲渡所得</p> <p>・株式等に係る譲渡所得等</p> <p style="text-align: right;"><u>△2,010,000</u></p>	<p>・上場株式等に係る譲渡所得等 (1)～(4)の計=△2,210,000 1</p> <p>(1) F株式会社 80,000</p> <p>(2) I株式会社 △2,700,000</p> <p>(3) 特定株式投資信託 250,000</p> <p>(4) 公募国内株式投資信託 160,000</p> <p>・非上場株式等に係る譲渡所得等</p> <p style="padding-left: 20px;">J株式会社 200,000 1</p> <p style="padding-left: 20px;">※ 社債的受益権の譲渡による所得は非課税 1</p> <p>・株式等に係る譲渡所得等</p> <p style="text-align: center;">△2,210,000+200,000=△2,010,000 (上場株式等)</p>
<p>一時所得</p> <p style="text-align: right;"><u>9,500,000</u> 1</p>	<p>1. 総収入金額 $20,000,000 \times \frac{1}{2} = 10,000,000$</p> <p>2. 特別控除額 1. >500,000 ∴ 500,000</p> <p>3. 1. - 2. =9,500,000</p>
<p>雑所得</p> <p>・総合課税の先物取引に係る雑所得等</p> <p style="text-align: right;"><u>△800,000</u> 1</p> <p>・申告分離課税の先物取引に係る雑所得等</p> <p style="text-align: right;"><u>500,000</u> 1</p>	
<p>退職所得</p> <p style="text-align: right;"><u>0</u></p>	

3 所得控除額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
<p>所得控除額の合計</p> <p style="text-align: right;"><u>1,760,000</u> 1</p>	<p>1 医療費控除</p> <p>(1) 支出医療費 $(200,000 - 250,000) + 300,000 = 300,000$ $\triangle 50,000 \rightarrow 0$</p> <p>(2) 足切額 $100,000 < (9,138,100 + 500,000) \times 5\% \quad \therefore 100,000$</p> <p>(3) (1)-(2)=200,000 1</p> <p>2 社会保険料控除</p> <p style="text-align: center;">$600,000 + 480,000 = 1,080,000$</p> <p>3 生命保険料控除</p> <p>(1) 一般 $240,000 > 100,000 \quad \therefore 50,000$</p> <p>(2) 年金 $360,000 > 100,000 \quad \therefore 50,000$</p> <p>(3) (1)+(2)=100,000 1</p> <p>4 扶養控除</p> <p>(1) 妻A 青色事業専従者 \therefore 適用なし</p> <p>(2) 子B 青色事業専従者 \therefore 適用なし</p> <p>(3) 母D $(20,000,000 \times \frac{1}{2} - 500,000) \times \frac{1}{2} = 4,750,000 > 380,000 \quad \therefore$ 適用なし</p> <p>(4) (1)+(2)+(3)=0 1</p> <p>5 基礎控除</p> <p style="text-align: center;">380,000</p> <p>6 所得控除額の合計額</p> <p style="text-align: center;">$200,000 + 1,080,000 + 100,000 + 380,000 = 1,760,000$</p>

4 課税総所得金額等

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 <u>7,378,000</u>	$9,138,100 - 1,760,000 = 7,378,100 \rightarrow 7,378,000$ (千円未満切捨て)
課税退職所得金額 <u>0</u>	
上場株式等に係る課税配当所得の金額 <u>0</u>	
株式等に係る課税譲渡所得等の金額 <u>0</u>	
先物取引に係る課税雑所得等の金額 <u>500,000</u>	(千円未満切捨て)

5 税額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額 <u>1,135,940</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税総所得金額に対する税額 $7,378,000 \times 23\% - 636,000 = 1,060,940$ ・ 先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税額 $500,000 \times 15\% \text{ [1]} = 75,000$ ・ 合計税額 $1,060,940 + 75,000 = 1,135,940$
配当控除額 <u>5,000 [1]</u>	$7,378,000 + 500,000 < 10,000,000$ $50,000 \times 10\% = 5,000$

問2

各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
<p>不動産所得</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;"><u>5,197,000</u></p>	<p>1 収入金額</p> <p style="padding-left: 20px;">19,800,000</p> <p>2 必要経費の額 (1)~(8)の計=13,953,000</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 租税公課・管理費等 8,820,000</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 借入金利子 550,000</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 資産損失(建物○) 1,008,200 1</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 取壊し費用(建物○) 1,857,000 1</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 廃材処分費用 312,000 1</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 立退き料(建物○) 1,200,000 1</p> <p style="padding-left: 20px;">(7) 借入金利子 14,650+9,050+17,100=40,800 1</p> <p style="padding-left: 20px;">(8) 固定資産税 165,000 (※ 土地Uに係る85,000円は家事費。) 1</p> <p>※ Q社に支払った敷地明渡しの対価2,000,000円、Q社作業場の買取代金1,000,000円、同作業場の取壊し費用712,000円、同取壊しによる廃材処分費用112,000円は、土地Pの取得価額に算入。 1</p> <p>3 青色申告特別控除額</p> <p style="padding-left: 20px;">1-2>650,000 ∴ 650,000 1</p> <p>4 不動産所得の金額</p> <p style="padding-left: 20px;">1-2-3=5,197,000</p>

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
<p>譲渡所得</p> <p>・ 分離長期譲渡所得</p> <p style="text-align: right;">1,228,800 1</p>	<p>・ 土地Rに係る分離長期譲渡所得</p> <p>(1) 総収入金額 21,500,000</p> <p>(2) 取得費 17,000,000</p> <p>(3) 譲渡費用 $908,200 + 1,911,000 + 372,000 + 580,000 = 3,771,200$ 1</p> <p>(4) $(1) - (2) - (3) = 728,800$</p> <p>・ 土地Wに係る分離長期譲渡所得</p> <p>(1) 総収入金額 5,700,000</p> <p>(2) 取得費 5,000,000 1</p> <p>(3) 譲渡費用 200,000</p> <p>(4) $(1) - (2) - (3) = 500,000$</p> <p>・ 分離長期譲渡所得の金額</p> <p style="text-align: center;">$728,800 + 500,000 = 1,228,800$</p>

問3

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
配当所得 ・申告分離課税の上場株式等に 係る配当所得 <p style="text-align: right;"><u>300,000</u></p>	
不動産所得 <p style="text-align: right;"><u>△100,000</u></p> (土地取得負債利子 240,000)	1 収入金額 (1)+(2)=7,080,000 (1) 賃貸アパート 4,900,000 (2) 賃貸マンション 2,180,000 2 必要経費の金額 (1)~(3)の計=7,180,000 (1) 賃貸アパート 4,530,000 (2) 賃貸マンション 2,650,000 3 不動産所得の金額 1-2=△100,000 4 生じなかったものとみなされる損失の金額 100,000円<240,000円(土地取得負債利子)のため不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額100,000円全額が課税標準の計算においては生じなかったものとみなされる。 1
事業所得 <p style="text-align: right;"><u>4,080,000</u></p>	・事業所得の金額 (1) 青色申告特別控除額控除前の所得の金額 4,730,000 (2) 青色申告特別控除額 (1)>650,000 ∴ 650,000 (3) (1)-(2)=4,080,000

区分及び金額	計算の過程
<p>譲渡所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税の短期譲渡所得 <u>△180,000</u> ① ・ 総合課税の長期譲渡所得 <u>0</u> ・ 申告分離課税の短期譲渡所得 <u>△2,283,000</u> ① ・ 申告分離課税の長期譲渡所得 <u>0</u> ・ 申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等 <u>△2,240,000</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税の短期譲渡所得 譲渡損益（絵画） △350,000 ・ 総合課税の長期譲渡所得 譲渡損益（ゴルフ会員権） 170,000 譲渡内通算 △350,000+170,000=△180,000（総合短期・絵画） ・ 申告分離課税の短期譲渡所得 譲渡損益（土地） △4,263,000 ・ 申告分離課税の長期譲渡所得 譲渡損益（投資用土地） 3,080,000 "（バンガロー） △1,100,000 3,080,000+△1,100,000=1,980,000（投資用土地） 譲渡内通算 △4,263,000+1,980,000=△2,283,000（分離短期・土地） ・ 申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等 上場株式等 △1,880,000 未公開株式 △2,240,000-△1,880,000=△360,000 △1,880,000+△360,000=△2,240,000
<p>一時所得</p> <p><u>100,000</u> ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時所得の金額 (1) 総収入金額 3,000,000 (2) 支出した金額 2,400,000 (3) 特別控除額 (1)-(2)>500,000 ∴ 500,000 (4) (1)-(2)-(3)=100,000

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
雑所得	
・ 生命保険の年金に係る雑所得 <u>0</u>	・ 生命保険の年金に係る雑所得
・ 総合課税の先物取引に係る雑所得等 <u>△920,000</u>	・ 総合課税の先物取引に係る雑所得等
・ 申告分離課税の先物取引に係る雑所得等 <u>1,840,000</u>	・ 申告分離課税の先物取引に係る雑所得等

2 課税標準

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 <u>3,680,000</u>	<p>(1) 損益通算</p> <p>不動産所得の損失の金額 100,000 円は損益通算できない。</p> <p>総合短期譲渡所得金額の損失 180,000 円 (絵画) は、生活に通常必要でない資産 (絵画の絵画の譲渡対価 (=譲渡時の価額) 900,000 円 - 350,000 円 = 550,000 円 > 300,000 円) に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額であるため損益通算できない。①</p> <p>総合課税の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 920,000 円は損益通算できない。</p> <p>(2) $4,080,000 + 100,000 \times \frac{1}{2} = 4,130,000$</p> <p>(3) 損失の繰越控除</p> <p>22年雑損失の金額 $\triangle 450,000 + 4,130,000 = 3,680,000$ (総所得金額)</p>

所得税法

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
短期譲渡所得金額 <u> 0</u>	損益通算 短期譲渡所得の金額の金額計算上生じた損失の金額 2,283,000 円は損益通算できない。
長期譲渡所得金額 <u> 0</u>	
上場株式等に係る配当所得の金額 <u> 0</u>	損益通算 $\Delta 1,880,000$ (上場株式等) + $300,000$ (上場配当) = $\Delta 1,580,000$ (上場株式等) → 0 1
株式等に係る譲渡所得等の金額 <u> 0</u>	損益通算 上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 1,580,000 円及び未公開株式の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 360,000 円 ($2,240,000$ 円 - $1,880,000$ 円) は生じなかったものとみなす。 1
先物取引に係る雑所得等の金額 <u> 0</u>	損失の繰越控除 $\Delta 2,380,000$ (21 年分先物) + $1,840,000$ = $\Delta 540,000$ → 0 1

3 課税所得金額等

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 _____ 1,010,000 <input type="text" value="1"/>	3,680,000－2,670,000＝1,010,000 (千円未満切捨て)
課税短期譲渡所得金額 _____ 0	
課税長期譲渡所得金額 _____ 0	
上場株式等に係る課税配当所得の 金額 _____ 0	
上場株式等に係る課税配当所得の 金額 _____ 0	
先物取引に係る課税雑所得等の金 額 _____ 0	
平成 24 年分に繰り越す上場株式 等の譲渡に係る損失の金額 _____ 1,580,000 <input type="text" value="1"/>	
平成 24 年分に繰り越す先物取引 に係る損失の金額 _____ 540,000 <input type="text" value="1"/>	

所得税法 第61回税理士試験 講評

【第一問】

問1・問2とも措置法からの出題となりました。理論問題が2問とも措置法からの出題というのは珍しい問題構成だったといえるでしょう。問1は新株予約権の権利行使による経済的利益を問う出題で、テキストで計算項目としても確認済みです。原則は給与所得として課税ですが、一定の要件を満たす場合は非課税という、記述すべき内容については分かりやすかったと思います。問2は居住用財産の譲渡損失の取扱いを問う出題ですが、今年は東日本大震災もあり、損失に関する出題はある程度想定していた受験生が多かったものと思われます。

素材的には、問1の非課税部分は、個別理論集・理論6「特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等」を、問2の居住用財産の譲渡損失は、個別理論集・理論29「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」をベースに、それぞれの問題の事例に合わせた解答を作成することとなります。

なお本年も配点の明示はありませんでしたが、答案用紙の指定枚数（問1・3枚、問2・2枚）から、問1・30点、問2・20点と推測されます。

問1では、給与所得として課税される原則と、一定の要件を満たす場合の非課税の特例の2点について解答できたかどうか、問2では、問題文で与えられた事例から損益通算だけでなく純損失の繰越控除まで触れられたかどうかポイントとなるでしょう。

【第二問】

内容は基本的な項目が多く、申告納税額まで計算する総合問題が1題、各種所得の金額の問題が1題、課税所得金額と翌年の繰越損失の金額まで計算する問題が1題という計3題の出題でした。答案用紙は13枚も用意されていたものの、内容的にはボリュームに圧倒されたという感はなく、初年度の受験生でも十分に解答できる項目が数多く含まれていました。ただ、問題文からだけでは判断の難しい項目が含まれており、そういった項目をどのように取り扱うか迷っていると、時間が足りなくなってしまう恐れのある問題だったと思われます。

また、それぞれの問題文において、「減価償却資産の償却方法については、所轄税務署長に対して届出はしていない」「消費税の課税事業者であり、その経理に当たっては税込経理方式を選択しており…」などの表記がありますが、減価償却費の計算や消費税の処理に関する出題は一切なく、問題を解いていて不安感を抱いた受験生も多かったと思います。

主な出題論点は、問1「損害賠償金の取扱い」「株式等の譲渡や配当等、外国為替証拠金取引や市場デリバティブ取引の差金等決済など金融資産全般」、問2「必要経費・譲渡費用の取扱い」、問3「土地取得に係る負債利子」「譲渡所得の計算全般」「損益通算・損失の繰越控除」などです。

答案用紙の「計算の過程」のスペースが広いいため、非課税等のコメントをなるべく付すなど、丁寧な答案作成が高得点に結びつくものと思われます。

ボーダーラインは、【第一問】35点前後、【第二問】38点前後で、合計70～75点と予想します。